

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年9月5日
【会社名】	E R Iホールディングス株式会社
【英訳名】	ERI HOLDINGS CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 中澤 芳樹
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂八丁目5番26号
【電話番号】	03-3796-0223
【事務連絡者氏名】	日本E R I株式会社 広報・I R部長 渋谷 克次
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂八丁目5番26号
【電話番号】	03-3796-0223
【事務連絡者氏名】	日本E R I株式会社 広報・I R部長 渋谷 克次
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集(売出)金額】	2,728,543,700円（注）
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

（注）本訂正届出書提出日現在において未確定であるため、日本E R I株式会社の平成25年5月31日現在における株主資本の額（簿価）を記載しております。

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

日本 E R I 株式会社が会社法第806条第4項の公告を行ったことに伴い、平成25年8月13日付で提出いたしました有価証券届出書、平成25年8月29日付で提出いたしました有価証券届出書の訂正届出書及び平成25年8月30日付で提出いたしました有価証券届出書の訂正届出書の記載内容の一部に訂正すべき事項が生じたので、当該箇所を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報

第1 組織再編成（公開買付け）の概要

6 組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利

1. 組織再編成対象会社の普通株式に関する取扱い

買取請求権の行使の方法について

7 組織再編成に関する手続

3. 組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に際して買取請求権を行使する方法

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_を付して表示しております。

## 第二部【組織再編成（公開買付け）に関する情報】

### 第1【組織再編成（公開買付け）の概要】

#### 6【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】

##### 1. 組織再編成対象会社の普通株式に関する取扱い

（訂正前）

##### 買取請求権の行使の方法について

日本E R Iの株主が、その有する日本E R Iの普通株式につき、日本E R Iに対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成25年8月29日開催の定時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨を日本E R Iに対し通知し、かつ、上記定時株主総会において本株式移転に反対し、日本E R Iが上記定時株主総会の決議の日（平成25年8月29日）から2週間以内の会社法806条第3項の通知又は同条第4項の公告を行った日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

（後略）

（訂正後）

##### 買取請求権の行使の方法について

日本E R Iの株主が、その有する日本E R Iの普通株式につき、日本E R Iに対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成25年8月29日開催の定時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨を日本E R Iに対し通知し、かつ、上記定時株主総会において本株式移転に反対し、日本E R Iが会社法806条第4項の公告を行った平成25年9月5日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

（後略）

#### 7【組織再編成に関する手続】

（訂正前）

（前略）

##### 3. 組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に際して買取請求権を行使する方法

日本E R Iの株主が、その有する日本E R Iの普通株式につき、日本E R Iに対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成25年8月29日開催の定時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨を日本E R Iに通知し、かつ、上記定時株主総会において本株式移転に反対し、日本E R Iが上記定時株主総会の決議の日（平成25年8月29日）から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同第4項の公告を行った日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

（訂正後）

（前略）

##### 3. 組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に際して買取請求権を行使する方法

日本E R Iの株主が、その有する日本E R Iの普通株式につき、日本E R Iに対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成25年8月29日開催の定時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨を日本E R Iに通知し、かつ、上記定時株主総会において本株式移転に反対し、日本E R Iが会社法第806条第4項の公告を行った平成25年9月5日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。